統合財務報告制度の形成と課題

古 庄　　修
日本大学

要　旨

従前の財務報告から，財務諸表の限界を指摘して統合報告への展開を求める最近の議論は，意思決定・有用性を基礎とする財務報告の目的に基づいて，財務諸表とナラティブな情報を同等の地位にあると見做すグローバルな認識の広がりと無関係ではない。ナラティブな情報は，当初の財務諸表に従属的な補足機能から，その補完機能をさらに拡充する傾向にある。

だが，統合報告をめぐる議論は，各法域において財務報告の範囲やその構成要素を規定する開示制度の在り方によって影響を受けるであろう。すなわち統合報告の形成過程は極端な次世代報告モデルへの急進的な転換であるよりも，漸進的であることが予想される。このような最近の動向は，ナラティブな情報を包含する財務報告の境界について追加的な課題を提起している。

財務諸表を中核とする財務報告と，CSR 報告書，環境報告書および持続可能性報告書等による非財務報告の統合の在り方は，財務諸表がその統合の過程で一体化して存在しなくなる，という意味での発展的解消を意味するものではない。あくまでも財務諸表と非財務報告書は独自の役割をもって存在し続けるとともに，企業報告の全体の枠組みの形成において，経営者による説明，ガバナンス・報酬情報，環境・社会関連情報および財務情報の各報告サイロが統合しうるまで，相互の連係関係が明確になったものが，統合報告としてその上部構造を新たに形成することになると考えられる。その際，財務諸表をいかに位置づけて，また経営者による説明の範囲をいかに画定するかが，統合報告の制度化にとって重要な課題となる。

Ⅰ　はじめに

周知のように，2011 年 9 月に国際統合報告委員会（IIRC，現在は国際統合報告評議会に名称を変更）が討議文書『統合報告に向けて―21 世紀における価値の伝達―』（IIRC［2011］）[1] を公表したことを契機に，わが国においてもこれまで別個の開示領域として識別されてきた「財務情報」と「非財務情報」（non-financial information）の統合問題がいま大きな注目を集め始めた。

従前の財務報告（financial reporting）から，財務諸表の限界を指摘し，新たな枠組みへの再編成を示唆する連係報告（connected reporting）あるいは統合報告（integrated reporting）[2] への展開を求める最近の議論は，意思決定・有用性（decision–usefulness）を基礎とする財務報告の目的に基づいて，その目的を共有する財務諸表とナラティブな情報（narrative information，一般に財務諸表外情報と同義と認識される）を同等の地位にあると見做すグローバルな認識の広がりと決して無関係ではない。ナラティブな情報[3] は，当初の財務諸表に従属的な補足機能から，その補完機能をさらに拡充する傾向にある。

だが，統合報告をめぐる議論[4] は，各法域（jurisdiction）における財務報告の範囲（spectrum）やその構成要素を規定する開示制度の在り方によって経路依存的に影響を受けることも事実であろう。

すなわち，統合報告の形成過程は，極端な次世代報告モデルへの急進的な転換であるよりも，実際には漸進的な変化の過程であると考えられる。このような統合報告をめぐる最近の議論は，ナラティブな情報を包含する財務報告の境界（boundary）をめぐって新たな課題を追加的に提起している。

財務諸表を中核とする財務報告と，企業社会責任（CSR）報告書，環境報告書あるいは持続可能性（sustainability）報告書等の非財務報告の統合の在り方は，財務諸表がその統合の過程で一体化して存在しなくなる，という意味での発展的解消を意味するものではないであろう。しかし，現在の財務報告の複雑性や重複の解消[5]，実務上の過重負担の軽減にもつながる統合報告に対する大きな期待や，「統合」の言葉自体がもつ多様なイメージが先行し過ぎているように思われる。他方で，財務諸表がどのような報告の枠組みのなかでどこに，またどのように位置づけられるかという点について，理論研究は緒に就いたばかりであり，現時点では必ずしも明らかではない。

筆者は，企業報告（corporate reporting）の全体の枠組みにおいて，経営者による説明（management commentary，以下，MC という）のように財務諸表を補足し，補完するナラティブな情報，そしてガバナンス・報酬情報，環境・社会関連情報および財務情報の各報告サイロ（reporting silo）が，統合しうるまで相互の連係関係が明確になったものが，統合報告としてその上部構造を新たに形成することになると考える（安井［2011］p. 35，図 1 を参照）。

図 1　統合報告の枠組み

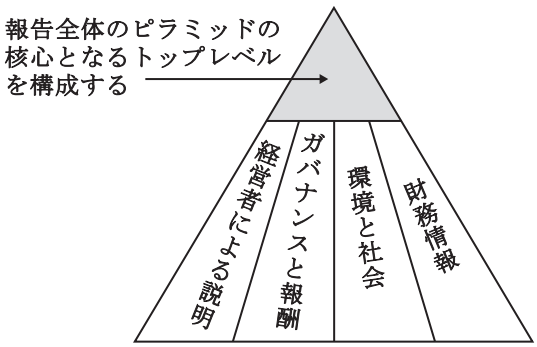

すなわち，統合報告の形成過程において，あくまでも財務諸表と非財務報告書は独自の役割をもって存在し続けると考えられるが，その意味で財務諸表をいかに位置づけて，また財務諸表に附属するナラティブな情報の範囲をいかに画定するかが，統合報告の制度化を考える場合には重要な課題となるであろう。

以下，本稿は，「財務情報」および「非財務情報」の用語の意味内容に係る定義が必ずしも明確ではないなかで，その統合を図るとする統合報告の今後の行方に焦点を絞って検討してみたい。すなわち，統合報告に係る議論において，伝統的報告モデルがどのように描かれているのか，また統合報告の制度化の視点からどのような経路が想定されているのかを概観する。そのうえで，本稿において構想する制度上の体系が「統合報告」ではなく，なぜ「統合財務報告制度」であるのか，その理由を説明するために，財務諸表とナラティブな情報の開示との連係関係をその類型化の観点から検討し，あらためて「統合」の意味について考察する。

Ⅱ　統合報告の制度化の経路

例えば，HSBC Holdings の 1998 年度と 2008 年度の年次報告書（Annual Report and Accounts）を比較してみると，2008 年度には総頁数は約 4 倍の 472 頁に及び，なかでも財務諸表の約 2 倍の増加に対して，その他の報告（非財務情報を含む財務諸表外情報）は約 6 倍に増加している（ICAEW［2009］, p. 36.）。

このような財務諸表外情報の開示に係る著しい増加傾向のなかで，明瞭性と簡潔性を旨とし，いわゆる財務情報と非財務情報の開示を結合した報告モデル―統合報告モデル―の形成の必要性が，国際的に提起され始めたことは周知のとおりである。

最近では，2011 年 11 月に国際会計基準審議会（IASB）がアジェンダ・コンサルテーションを公表し（IASB［2011］），国際財務報告基準（IFRS）と，統合報告―すなわち，企業の戦略やその財務業績および非財務業績に関する全体的で統合された報告―の相互関係の探求を含む財務報告の将来像について，IASB の見解をさらに発展させるために，財務報告の戦略的な論点に取り組むことを表明している。

IASB のアジェンダ・コンサルテーションにも明示された統合報告に対しては，広範な利害関係者により構成される前述の IIRC の国際的な取り組みの広がりが注目される。

IIRC の討議文書において，統合報告は，「組織が事業を行う商業上，社会上および環境上のコンテクストを反映しつつ，組織の戦略，ガバナンス，業績および見通しに関する重要な情報をまとめる」とされる（IIRC［2011］p. 3）。

統合報告が提唱される背景として，IIRC は，①グローバル化，②金融，ガバナンス，その他の危機に対応する国際的な政策対応，③企業の透明性と説明責任への期待の高まり，④現在および将来の資源の枯渇，⑤人口増加，⑥環境問題等を列挙し（IRC［2011］p. 2），企業の過去・現在の業績および将来の対応力を評価するために必要な情報は，現在の企業報告モデルよりも広範な開示領域を網羅することになるとの認識を明示している。

統合報告は，現在それぞれ独立している財務情報，経営者による説明（MC），ガバナンスと報酬，および持続可能性報告において報告されている情報の最も重要な要素をまとまりのある全体に結合させる。すなわち，統

合報告の枠組みは，前出の図1のように描くことができるが，その重要な側面は，相互の結合性を示すこと，そして短期的，中期的および長期的に組織が価値を創造し，維持する能力を当該枠組みの主題とする点にある[6]。

討議文書は，統合報告のための国際的な枠組みを形成することを意図する。その際，討議文書は，統合報告書の作成の基礎となる以下の基本原則を示している（IIRC［2011］p. 2）。

①戦略的焦点
②情報の結合性
③将来志向
④反応性とステークホルダの包含性
⑤簡潔性，信頼性および重要性

また，統合報告の構成要素は概略以下のとおりであり，各構成要素の結びつきが明らかにされるべきであるとされる（IIRC［2011］p. 2）。

①組織概要およびビジネス・モデル
②リスクと機会を含む事業活動の状況
③戦略目標，および当該目標を達成するための戦略
④ガバナンスおよび報酬
⑤業績
⑥将来の見通し

将来的に，討議文書が明示するような統合報告が企業の主たる報告手段となる可能性を否定しないまでも，現時点では次のような論点が浮き彫りにされるであろう。

ひとつは，このような統合報告の未来を語る前提として，そもそもこれと対峙する現在の財務報告モデル―伝統的報告モデル―にはいかなる不足や限界があると考えられているのかという点である。

また，もうひとつは，統合報告の制度化の経路をどのように想定すればよいのかという点にある。

第一に，討議文書は伝統的報告モデルと統合報告モデルを比較対照し，伝統的報告モデルが，財務的な資本の受託責任に基づき，その焦点は過去指向かつ財務的側面を中心として短期的な時間軸であること，さらに開示の範囲が限定されることから相対的に信頼性に欠け，規則による制約が強いこと，複雑で簡潔性に欠けること等が，統合報告の長所と対照的に位置づけられている。その論調は伝統的報告に対して一貫して批判的である。

だが，このような二分法は新旧報告モデルの特徴を端的に説明するには一定の意義があり，明快である一方で，問題もある。すなわち，財務報告制度の実際は，どちらか両極にあるわけではなく，いわばその間にあるという方が適切であろう。討議文書は，統合報告の提案自体がこのような二分法を克服しうることを強調しているが，伝統的報告モデルの不足や限界が直感的に決めつけられて十分に検討されないならば，統合報告における「統合」の意味を不明確なものにしてしまうであろう。

とりわけ，伝統的報告モデルの不足ないし限界を補足し，補完するための統合報告モデルの提案において，財務諸表の位置づけが必ずしも明確に説明されていないことはそれ自体大きな課題であることを指摘しなければならない[7]。

また，もうひとつの論点として，統合報告の制度化を視野に入れるのであれば，各法域における財務報告制度とどのように統合報告が融合しうるのか，その青写真が必要となるであろう。

この点について，討議文書も無関心ではなく，以下のような統合報告に至る代替的経路を例示している（IIRC［2011］p. 20）。

①組織にとって合理的な最初のステップとして，経営者による説明（MC）または年次報告書と持続可能性報告書を結合させて，ある領域の業績が他の領域の価値にどのように連係するかを理解できるようにする。
②法令により要求される年次報告書等に加えて，簡潔で独立した統合報告書を作成させる。依然として年次報告書が作成される点で，統合報告には至っていないが，持続可能性報告書を作成していない組織にとってはその契機となりうる。
③持続可能性報告書，または組織の規制環境が許容する範囲で経営者による説明（MC）を統合報告の基本原則および構成要素に準拠するように調整して統合報告化する。
④内部的に統合報告を採用する。

このような代替的経路の例示が示唆するところは，統合報告の制度化は必ずしも自明ではなく，④の内部利用目的を除けば，むしろ現在の各法域における財務報告の制度的枠組みを無視することはできないということであろう。①から③の代替的経路に共通していることは，持続可能性報告が結合の結果として不要となり，いずれの場合にも年次報告書が存在し続けることであろう（上妻［2012］，17 頁）。後述のように，統合報告を論じる場合には，①および③が暗示するように，財務諸表の位置づけとともに，ナラティブな情報の開示媒体たる MC の在り方が，その「注記化」と「統合報告化」というふたつの方向で問われることになる。

以下では，統合報告の制度化の鍵となる報告サイロとしての経営者による説明（MC）に焦点をあてながら，財務諸表との連係関係および財務報告の枠組みに係る IASB の到達点について考察する。

Ⅲ　報告サイロとしての MC

IASB は，約 8 年に及ぶプロジェクトを通じて，2010 年 12 月に，国際財務報告基準実務意見書（IFRS Practical Statement）『経営者による説明』（Management Commentary）を公表した（IASB［2010］）。

IASB は，これまで国際財務報告基準（IFRS）の範囲外とされてきたナラティブな情報に係る開示領域の質を改善することを狙いとして，2005 年に討議文書を公表した後，広く利害関係者集団からコメントを求めたうえで，2009 年に公開草案を，そして 2010 年に実務意見書を公表した[8]。

IASB は，一貫して，財務報告書を，主要財務諸表，注記，および経営書による説明（MC）[9] から構成されるパッケージとして捉えている。IASB の当初の意図は，財務諸表に関連するナラティブな情報が一般目的財務報告書の理解に不可欠な構成要素であることを認めたうえで，経営者による説明（MC）の開示に係る基準（standard）ないし指針（guidance）の設定を通じて，当該開示領域に関して未整備な法域を含めた，国際的に多様な開示実務を標準化して，その収斂（convergence）を促進することにあったといえる。

こうした取り組みの背景には，英国における「営業・財務概況」（OFR）および米国における「財政状態及び経営成績に関する経営者による討議と分析」（MD&A）の制度化の過程において，ナラティブな情報が，財務諸表との関係のなかでそれ自体，財務諸表の補足から補完へとその機能を拡大してきたこと

がある。

ここに財務諸表の「補足」(supplementing)とは，財務諸表上の金額に係る追加的な説明および財務諸表上の結果に係る情況や事象を説明することをいう。また，「補完」(complementing) とは，財務諸表には表示されないような報告実体とその業績に関する財務情報および非財務情報を提供することを意味する（IASB [2005]，paras. 10−11）[10]。

IASB は，実務意見書において，以下の諸原則に従った一貫性のある説明を提供すべきであるとしている（IASB［2010］，paras. 12−21）。

①報告実体の業績，状態および発展（progress）に関する経営者の見解を示すこと

②財務諸表に表示される情報を補足し，財務諸表を補完すること

また，これらの諸原則と並んで，経営者による説明（MC）には以下を含めるべきことを求めている。

③将来見通し情報（forward-looking information）

④財務報告の概念フレームワークに示された質的特性をもつ情報

実務意見書は，このような原則主義に基づき，以下の構成要素を示したうえで，当該事業に関する経営者の視点に基づく構成要素の相互関係の分析が，経営目標，戦略および業績の関連性を捉えたい財務諸表利用者の理解を支援しうるとする（IASB［2010］，paras. 26−40，古庄［2012b］，42−43 頁）。当該構成要素は，ガバナンスおよび報酬に係る情報を明示的に含んでいない点を除けば，前述の IIRC の統合報告における構成要素と類似しているといえるであろう。

①事業の性質

②目標と戦略

③資源，リスク諸関係

④成果と見通し

⑤ 業績測度業績指標

IASB は，実務意見書の公表により，経営者による説明（MC）に係る作成・表示の基準を設定するのではなく，あくまでも強制力のないフレームワークとして指針（guidance）を示すにとどまっている。当該プロジェクトの到達点として，経営者による説明（MC）が財務報告の境界（boundary）の内側にあり，しかも独自の概念フレームワークを有するものではなく，財務諸表と同一の概念フレームワークを共有することを明示した点は重要な論点たりうる。その意味で，経営者による説明（MC）をめぐる問題が財務諸表外情報であるが故に会計問題ではなく，したがって会計基準設定とは無関係な領域にあると決めつけることは誤りである。

他方で，当該実務意見書の公表をもって，IASB が財務諸表とは直接関連のない環境報告書や CSR 報告書，持続可能性報告書等を典型とする環境・社会・ガバナンス（ESG）情報―非財務情報―の開示領域にも標準化のための指針を与えるように大きく舵を切ったと理解することも，実務意見書の公表の意義と経緯を正しく理解しているとはいえないであろう。その意味で，IASB が非財務情報の開示に係る問題にも取り組み始めたという説明の仕方は必ずしも適当ではない。

従前の財務報告から，財務情報と非財務情報が連係した新たな企業報告ないし統合報告モデルを提唱し，その展開を求め始めている最近の国際的動向から，今後財務諸表とナラティブな情報の一体性はより一層強まっていくことが予想される。現在の財務報告の制度的枠組みにおいて，あくまでも財務諸表を中

核として，これを補足し，また補完する公的開示（public disclosure）[11] の方法として，経営者による説明（MC）のようなナラティブな情報の意義を積極的に認めるならば，統合報告の未来を語る場合であっても，財務諸表（注記を含む）と経営者による説明（MC）の連係を絶えず視野に入れなければならないこと，そのうえで財務報告と非財務報告との相互補足・補完関係をふまえた統合の在り方を，財務報告の埒外にある財務諸表外情報の問題として放置することなく，ナラティブ報告を起点として検討する必要がある。

Ⅳ　統合財務報告制度論の焦点

本稿の議論の基調にある「統合財務報告制度」とは，財務諸表―注記―財務諸表附属情報（ナラティブな情報と総称する）が一体となって財務報告の目的を果たす際に，財務情報のみならず，当該目的に照らして統合されうる企業統治や経営者報酬に係る情報，社会・環境・倫理（SEE）情報等の非財務情報を含めて体系化された，財務諸表を中核とする報告制度であると定義しうる。

本稿は，財務報告書と，CSR 報告書等のような非財務報告書の統合の在り方を必ずしも直接の検討課題とはしていない。いま注目を集め始めた統合報告をめぐる議論は，必ずしも明確な定義があるわけではないにも拘らず，別個の開示領域として識別された「財務情報」と「非財務情報」の統合を問題としているように思われる。だが，統合報告を論じる場合，いわゆる財務情報と非財務情報のどちらを主体として統合問題にアプローチするかによって，議論の組み立てや方法も異なるであろう[12]。

これに対して，本稿は足許の財務報告の制度的枠組みにおいてナラティブな情報の開示をめぐって提起される問題のなかに，今後，統合報告を目指す際に解決しなければならない基本的な問題がすでに潜在していることに着目する。

言うまでもなく，CSR 報告書，環境報告書あるいは持続可能性報告書等の財務諸表とは別個の独立した報告書の意義や必要性を否定するものでは決してない。しかし，統合報告を論じる場合にも，その議論のひとつの焦点は，あくまでもこれらとは区別された財務報告の領域にある。すなわち，筆者は，統合報告問題を契機として，財務諸表から外延的に拡大する財務報告の枠組みを想定して，ナラティブな情報を含む財務報告の内包と外延を検討する必要性を現代の会計学のひとつの課題として提起するものである。

体系的な財務報告の枠組みを形成し，そのなかで財務諸表と連係したナラティブな情報の配置を行うためには，これを正当化しうる理論的枠組みを基礎とする必要がある。そうでなければ，ナラティブな情報の開示を財務報告の枠組みにおいて制度化することに一定の意義を認めたとしても，従来の財務業績の範疇を越えて，財務報告が担う業績報告の概念が不明確なままに，ナラティブな情報の拡張が図られかねない。

すなわち，意思決定・有用性アプローチに基づく無批判な公的開示領域の拡大を主張するものではなく，財務報告の枠組みにおける際限のない財務諸表外情報の拡大を肯定するものでもない。むしろ，理論的枠組みが不明確なままでの個別開示事項の一般的な必要性や有用性に照らした各論の展開こそ問題であると考えられる。

財務報告＝財務諸表の報告という先入観は，いま注目され始めた統合報告の議論が財務報

告の埒外にある問題であり，その展開の胎動がすでに財務報告制度の現在にあるという事実を見落すことにも繋がるのではないだろうか。

財務諸表とナラティブな情報が財務報告に係る概念フレームワークを共有しうるのかということ自体，重要な検討課題である。英米における財務諸表とナラティブな情報の相互補足・相互補完関係の制度化に基づく以下のようなその到達点を理解することは，「統合財務報告制度」の形成を考察する際の議論の基礎となる点で重要であろう。このことは，財務報告に係る概念フレームワークの在り方および財務報告の体系について追加的な研究課題を提起しうる。

①現代の財務報告は，財務諸表を報告するというよりも広い意味内容をもつに至っている。このことは，財務諸表を補足し，補完するナラティブな情報の必要性の高まりを背景とする。だが，財務報告の範囲や境界について，各国における認識は異なっている。こうした問題を捉えて，その変容の意味を考えることも会計学にとって課題のひとつとなった。

②ナラティブ報告は，財務諸表との関係のなかでそれ自体，補足機能から補完機能へと開示領域を拡大しており―すなわち，会計方針の選択・変更を含む財務諸表の分析・解説を中心とした財務諸表の補足から，投資意思決定に係る有用性の観点から，先行業績指標としての非財務情報や非 GAAP 測度（non-GAAP measurement）の開示等の財務諸表の補完機能に重点が移行し，しかも補完機能の意味も変容している。このことが公的開示の在り方にも影響を与えて，会計規制の外延的拡大に繋がっている。

③ナラティブな情報の開示は，専門的知識をもたない情報利用者に対する財務諸表の解説機能を果たすという原初的なイメージは必ずしも妥当しなくなってきた。このことは，機関投資家のようないわば特権的情報利用者が私的開示（private disclosure）において入手してきた情報の公的開示化を促進するような開示規制の展開や，ますます複雑化する注記との境界が曖昧になってきた事実と併せて捉える必要がある。

④ナラティブな情報のプレゼンスの高まりによって，その信頼性をいかに確保すべきかが新たな問題として提起している。このことは，監査の観点に立ったナラティブな情報の保証水準をめぐる議論にとどまらず，その信頼性を支援するための企業組織における当該情報の作成プロセス―財務報告の創出機構―の在り方およびそれ自体の信頼性（credibility）を確保するための制度的な仕組みを理解することが重要である[13]。

伝統的な財務報告の限界を批判して，新たな企業報告モデルがこれまで数多く提案されてきたが，これらは多くの場合，財務報告の枠組みから除外された①非財務情報，②将来指向情報および③株主・投資者とは異なるその他の利害関係者の情報ニーズ，を重視する点で共通している（ICAEW［2003］）。この点について，ナラティブな情報は，意思決定・有用性アプローチを積極的に展開する当該報告モデルを現行制度の枠組みにおいて実現するための有力な手段であると考えられている。

ナラティブな情報は，財務報告の枠組みにおける重要な構成要素である。かかる観点から，企業報告モデルを取り上げて検討する場合，財務諸表とナラティブな情報の相互補足・

相互補完関係を等閑視したままいわば風呂敷を広げることによって，財務諸表の在り方が不明確なうちに，会計の視点が欠落した「財務情報および非財務情報合体論」に結果する可能性があることにも注意する必要がある。

以下では，統合報告の制度化を視野に入れて，財務報告の枠組みに組み込まれた経営者による説明（MC）の位置づけを類型化して，財務報告と非財務報告の連係ないし統合の方法を検討する。

V　統合財務報告制度と経営者による説明（MC）の位置

統合報告をめぐる最近の議論と国際的な動向は，財務報告の境界に係る追加的な検討課題を提起しているが，その論点を示すならば，図 2 から図 5 への財務報告観の変容として示すことができる。

すなわち，図 2 は，財務報告を財務諸表本体と注記の報告により構成されると見做すものである。財務諸表が想定する利用者層との相違があるため，持続可能性報告書等の非財務報告は，財務報告から独立して，財務報告の枠外に位置づけられることになる。そのため，あくまでも会計基準設定主体の守備範囲は財務諸表本体と注記に限定されることから，特に対応すべき課題とは受け止められないと考えられる。したがって，ここでは，財務報告と，その位置づけが明確でない経営者による説明（MC），および非財務報告の連係は，全く意識されていないことを示している。

これに対して，図 3 は，IASB が前述の実務意見書の公表を通じて明示した財務報告の枠組みを示している。財務報告の中核には財務諸表があることは言うまでもないが，当該注記に加えて，これを補足し，また補完する開示の場として，経営者による説明（MC）が位置づけられる。その意味で，図 2 における財務報告観はもはや現代の財務報告制度の変容からすれば，過去のものになったというべきであろう。

しかし，ここでは財務報告書から独立した持続可能性報告書等の非財務報告は引き続き財務報告の枠外に位置づけられ，財務報告との連係は依然として明らかではない。

したがって，今般の統合報告のひとつの展開の方向を財務報告の側からの拡張として捉えるならば，財務諸表本体，注記および経営者による説明（MC）をおよそ財務報告の構成要素とするとの理解を現在の到達点として，図 4 に示されるように，あくまでも財務報告としての経営者による説明（MC）に，非財務報告において開示されている財務的・非財務的重要業績指標（KPI）や非 GAAP 測度，あるいは ESG 情報等の非財務情報が，どのような論理で，どこまで組み込まれるのかを明らかにしなければならない。すなわち，ここに財務報告の範囲に係る問題が生じることになる。

また，図 5 は，統合報告へと展開する際に，財務報告と非財務報告の統合の在り方は，その統合の過程で財務諸表が文字通り統合されて存在しなくなるという意味での発展的な解消を意味するものではないことを明示している。

例えば，財務諸表と非財務情報を一体化することが統合報告であるというのであれば，監査対象たる財務諸表と，現状では非監査対象たる非財務情報が，その作成プロセスの性格も大きく異なるにも拘らず，混同されることにもなりかねない。

図 5 は，あくまでも財務諸表と非財務報

図 2　狭義の財務報告観－財務諸表の報告－

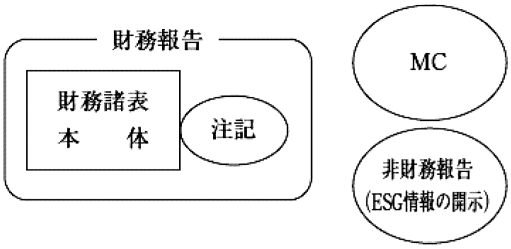

図 3　MC を組み入れた財務報告観
－曖昧な非財務報告との補完関係－

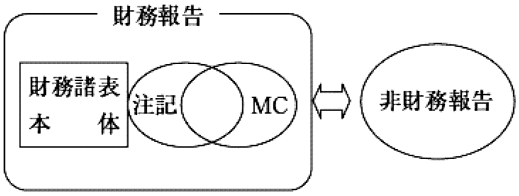

図 4　MC の拡張による非財務報告（一部）
の財務報告化

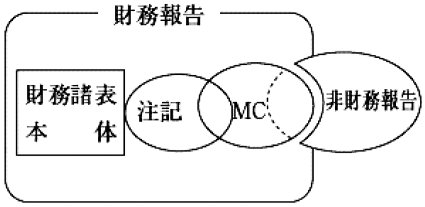

図 5　連係・統合報告の制度化の一形態

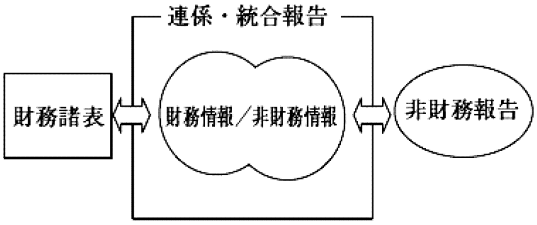

告書は独自に存在し続けるとともに，相互補足・相互補完関係が明確になった財務情報（財務諸表本体および注記から抜粋された情報）と非財務情報（非財務報告から抜粋された情報）を統合した報告書が一つのフォーマットを新たに形成することを示している。

また，この場合には，統合報告という枠組みの創設によって完結するのではなく，財務諸表，統合報告および非財務報告の相互の連係関係も問題になることを見落とすべきではないであろう。

このことは，財務報告の枠組みの形成においても，また統合報告の制度化を指向した展開のいずれにおいても，「その他の財務報告」としての経営者による説明（MC）の在り方が問われること，そして経営者による説明（MC）の在り方が，あくまでも財務諸表との連係において規定されることを含意している。

しかし，このような財務報告から連係ないし統合報告への展開を考える時，図 5 の段階では経営者による説明（MC）の在り方が大きく変容し，新たな報告フォーマットに吸収されることも考えられる。すなわち，この段階では，「MC の注記化」または「MC の統合報告化」が同時に問題となることが予想される。経営者による説明（MC）が注記化するのではなく，統合報告化することになれば，もはや IASB が経営者による説明（MC）の開示基準ないし指針の設定に係るその主導的役割を担うに相応しい国際組織であるかどうかは明確ではなくなるであろう。

財務報告と連係し，かつ統合思考を具体化するために，「MC の統合報告化」への対応が求められる上部構造としての統合報告の形成に際して，国際機関としての IIRC の真価が問われることになると考えられる。

Ⅵ　終わりに

本稿が基調とする「統合財務報告制度」をめぐる議論は，財務情報と非財務情報の統合のためのフォーマットを形成するという意味のいわば部分集合に焦点を絞ったものではな

く，あくまでも相互補足・相互補完関係が明確になった財務諸表，新たに形成される統合報告，および非財務報告の総体の制度化を対象としている[14]。

本稿は，統合報告の未来をある意味で時流に乗って軽々に論じる前に，現在の財務報告制度が財務諸表および注記に加えて，経営者による説明（MC）のようないわゆる非財務情報をも混在したナラティブな情報を明示的に財務報告の枠組みに組み込み始めたことに注目した。その意味で，本稿における議論は，現在の財務報告制度のなかに統合報告を論じる際の基本的な問題がすでに顕在化しているとの認識を基礎としている。すなわち，本稿は，これを財務報告制度の漸進的な変化として説明し，財務報告の枠組みにおけるナラティブな情報に焦点をあてることによって，その基底にある基本的な問題を浮き彫りにしている点で，他の「統合報告」論とのアプローチが異なっている。

その意味で，本稿における財務報告の範囲と境界をめぐる論点の検討は決して終着点ではなく，「統合財務報告制度」の形成の在り方を考察するための理論的・制度的基礎を明らかにすることにその趣旨がある。

本稿は，IASB による経営者による説明（MC）の表示に係る実務意見書の公表の次の段階として，将来的に予想される新たな財務報告の体系の再編成をめぐる議論から目を逸らすことも，財務報告の漸進的な展開を無視して極端な次世代企業報告モデルのみを構想することのいずれの立場に立つものでもない。統合報告が財務諸表の限界を指摘するだけでなく，財務諸表をどのように位置づけ，あるいは吸収しようとしているのかを明確にしない限り，財務情報と非財務情報の概念上の区別が現時点では曖昧であるだけに，財務報告の枠組み（いわゆる財務情報）の側から非財務報告（いわゆる非財務情報）に接近することは困難であると考えられる。これを理論的・制度的にいかに克服するかが，「統合財務報告制度」の形成にとって今後重要な課題となると思われる。経路依存的な統合報告の制度化をめぐる国際的動向を注意深く観察するとともに[15]，財務報告ひいては統合報告のフレームワークの形成について理論研究の深化が求められる。

【注】

1 IIRC は，Mervin King 教授を議長として，国際会計基準審議会（IASB），証券監督者国際機構（IOSCO），国際連合（UN），世界銀行等の国際組織，企業のほか，投資者，NGO，監査法人および会計士団体の代表者等の広範な利害関係者集団から構成される。将来的には，統合報告書が企業の主たる報告手段となることが構想されている。

2 連係報告については倍［2011］，統合報告については秋葉［2011］，三代［2012］を参照。

3 ナラティブな情報とは，一般に「記述的」情報，「叙述的」情報ないし「定性的」情報と称されているが，ここではナラティブ情報が定量的あるいは財務的な業績測度を含まないとの極めて基本的な誤解や矮小化を避けるために，あえて訳さずに「ナラティブ」の用語を用いた。したがって，本稿は，ナラティブ報告という場合，定量的情報と定性的情報，あるいは財務諸表において表示されないオフバランス財務情報およびその他の非財務情報を包含する文章形式の報告であると定義する。

以下では，ナラティブとは，「自分の経験や出来事を解釈したり，誰かに説明したりしようと試みる陳述」のことであり，このナラティブに筋立て（複数の出来事の関係性）が加わったものが「ストーリー」であると説明している。野口裕二［2010］を参照。

4 統合報告を理論的に検討した最近の論考として小西［2012］および古賀［2011］を参照。

古賀［2011］では，価値関連性に係る実証的アプローチではなく，「情報作成者の視点に立って，開示すべき対象の本質的属性や取引の仕組み（内部原理）を反映し，対象の認識から測定・開示の在り方を会計処理のフローに即して究明

するメカニカル・アプローチ」が適用されている。

5 財務報告の複雑性とレリバンスの低下を指摘し，簡素化を求める国際的な議論の高まりについては，例えば，FRC［2009］，ICAS［2009］を参照。

6 討議文書によれば，統合報告の中心はビジネス・モデルとなる。ビジネス・モデルをめぐる議論については，今福［2011］および古庄［2012b］の第 10 章「ビジネス・モデルを基礎とする統合財務報告制度の枠組み」を参照。

7 企業報告モデルは伝統的報告モデルを批判し，非財務情報の重要性を強調する一方で，財務諸表自体の議論が欠落する傾向にある（ICAEW［2010］，p. 36.）。

8 IASB が公表した討議文書，公開草案および実務意見書の各内容については，古庄［2006］，古庄［2009］および古庄［2011］を参照。

9 実務意見書において，経営者による説明（MC）は，「IFRS に準拠して作成された財務諸表に関連するナラティブな情報であり，MC には財務諸表に表示された金額，報告実体の財政状態，財務業績ならびにキャッシュ・フローに関する歴史的な説明（commentary）を財務諸表利用者に提供する。また，MC は財務諸表に表示されない報告実体の見通しに関する説明およびその他の情報を提供する。MC はまた，経営者の目標と当該目標を達成するための戦略を関連づけて理解するための根拠を与える」と定義される（用語の定義）。実務意見書における表示（presentation）の枠組みの詳細については，古庄［2012］の第 2 章「財務報告の体系の再編成―IASB 実務意見書「経営者による説明」からの接近―」を参照。

10 会計規制の外延的拡大の事例として，古庄［2012b］は，非 GAAP 測度の開示規制を取り上げている。その規制の在り方については米国および欧州では対照的ともいえるが，詳細については古庄［2012b］の第 6 章「開示プロセスの階層構造と財務報告制度―米国における非 GAAP 測度の開示規制―」および第 7 章「欧州市場における GAAP 測度と代替的業績測度の共存関係」を参照。

11 ここに「公的開示」とは，誰もが容易に情報を入手しうる公的チャネルを利用した開示を意味し，一部の特権的利用者に対して私的な情報流通チャネルを利用して行われる任意の開示である「私的開示」（private disclosure）と概念上区別される。経営者による説明（MC）は，公的開示と私的開示が交錯する開示領域から創出される情報として位置づけられると考えられる。開示プロセスの階層構造をふまえた会計規制の重層化については，古庄［2012b］の第 6 章の補論「開示プロセスの会計規制の捉え方」を参照。

12 例えば，『日経エコロジー』2012 年 5 月号の特集「投資家を振り向かせる「統合報告書」という新潮流」においては，CSR 経営に基づく持続可能性の観点から，非財務情報を主体として財務情報との連係が示唆されているように思われる。上妻［2012］は，統合報告への移行プロセスについて，CSR 報告からのアプローチが詳細に検討されている。筆者も，財務報告の統合報告化よりも，CSR 報告からのアプローチの有効性を支持する。

13 この点については，古庄［2012b］の第 9 章「ナラティブ報告の信頼性確保と保証問題」を参照。

14 この場合の制度化とは，「強制的自発的開示」の制度設計を考慮すべきとする示唆をふまえている。伊藤邦雄［2011］を参照。

15 例えば，英国においては，ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）が，英国会社法上，新たな報告の枠組みを提案している（BIS［2011］）。すなわち，従前の事業概況（Business Review）に代わる戦略報告書（Strategic Report，戦略，ビジネス・モデル，業績，リスク，社会および環境情報，ガバナンスおよび報酬に係る重要情報を内容とする）と，取締役報告書に代わる年次取締役表明書（Annual Directors' Statement，戦略報告書の詳細を内容とし，報酬報告書，ガバナンス報告書および監査委員会報告書を含む）への再編成を意図する。戦略報告書は，統合報告を指向するものであり，財務諸表との整合性に係るレビュー制度の導入を含めて，財務諸表，戦略報告書および年次取締役表明書の連係を強調している。

【参考文献】

BIS［2010］*The Future of Narrative Reporting: Consultation on a New Reporting Framework*, September.

FRC［2009］*Louder than Words: Principles and Actions for Making Corporate Reports less Complex and more Relevant*, October.

IASB［2005］Discussion Paper, *Management Commentary, A Paper Prepared for the IASB by Staff of Its Partner Standard-Setters and Others*, October.

IASB［2005］IFRS Practical Statement, *Management Commentary*, October.

IIRC［2011］Discussion Paper, *Towards Integrated Reporting: Communicating Value in the 21st Century*, September.
ICAEW［2003］*New Reporting Model for Business.*
ICAEW［2009］*Development in New Reporting Models.*
ICAS［2009］*Making Corporate Reports Readable: Time to Cut to the Chase*, December.
秋葉賢一［2011］「統合報告に関する最近の議論―IIRC によるディスカッション・ペーパーの公表―」,『週刊経営財務』第 3036 号，28－31 頁。
伊藤邦雄［2011］「財務報告の変革と企業価値評価」,『企業会計』第 63 巻第 12 号，48－57 頁。
今福愛志［2011］「財務報告におけるビジネス・モデル・アプローチの有効性」,『會計』第 179 巻第 6 号，1－11 頁。
上妻義直［2012］「統合報告への移行プロセスにおける制度的課題」,『産業経理』第 72 巻第 2 号，16－24 頁。
古賀智敏［2011］「企業情報開示の新たな展開―財務情報と非財務情報の統合化の可能性と課題―」,『税経通信』第 66 巻第 14 号，17－24 頁。
古賀智敏編著［2012］『IFRS 時代の最適開示制度』,千倉書房。
小西範幸［2012］「統合報告の特徴とわが国への適用」,『企業会計』第 64 巻第 6 号，18－27 頁。
野口裕二［2010］「ナラティブとは何か」,『Diamond ハーバード・ビジネス・レビュー』1 頁。
倍　和博［2011］「社会的責任投資をめぐる連係財務報告への展開」『會計』第 179 巻第 2 号，83－95 頁。
広瀬義州編著［2011］『財務報告の変革』，中央経済社。
古庄　修［2006］「IASB 討議文書『経営者による説明』の主要論点」,『企業会計』第 58 巻第 3 号，106－112 頁。
古庄　修［2009］「IASB 公開草案『経営者による説明』の新局面」,『企業会計』第 61 巻第 11 号，113－123 頁。
古庄　修［2011］「IASB 実務意見書『経営者による説明』の到達点」,『企業会計』第 63 巻第 4 号，129－137 頁。
古庄　修［2012a］「統合財務報告制度論の基礎」,『産業経営研究』（日本大学経済学部）第 34 号，21－30 頁。
古庄　修著［2012b］『統合財務報告制度の形成』,中央経済社。
三代まり子［2012］「国際統合報告審議会（IIRC）による取り組み」,『企業会計』第 64 巻第 6 号，37－45 頁。
安井　肇［2011］「21 世紀の企業報告のあり方を問う「統合報告書」構想」,『金融財政事情』第 62 巻第 43 号，35－38 頁。

【付記】

本稿は，2011 年度国際会計研究学会東日本部会統一論題報告および古庄［2012a］の内容をもとに加筆・修正をした。